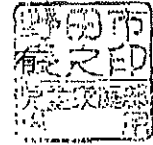


野児児 第206号  
平成30年6月11日

一般社団法人野田市医師会  
会長 金本秀之様

野田市長 鈴木



野田市子ども医療費助成制度の拡充について（お知らせ）

平素、本市の児童福祉の推進につきまして、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、野田市の子ども医療費助成について、中学3年生までのお子様を対象に通院費・入院費の自己負担金を300円（市県民税所得割非課税世帯は0円）として実施しておりますが、平成30年8月1日診療分から0歳から4歳になる日の月末まで（1日生まれの場合は誕生日の前月末まで）の自己負担金を無料に制度拡充を行うことになりました。

対象となるお子様には7月下旬に自己負担金を無料と記載した受給券（白色）を交付しますので、8月1日以降に窓口で受給券の提示がありましたら当該受給券により取扱いをお願いいたします。なお、今回制度拡充の対象となる3歳のお子様の受給券の有効期限は4歳になる日の月末まで（1日生まれの場合は誕生日の前月末まで）となるため、有効期限前に自己負担金300円と記載した4歳用の受給券を交付します。4歳用の受給券は公費負担者番号が変更となる場合があります。そのため、改めまして窓口では受給券の有効期間、公費負担者番号、自己負担金等に特に御注意くださいますよう再度徹底をお願いいたします。また、窓口で受給券の提示がない場合は、通常の保険診療である2割または3割で請求した上で、市窓口での償還払い申請のご説明をお願いいたします。

つきましては、貴会に加入されています関係医療機関に対して、お知らせ文書の配布、ポスターの掲示依頼をしていただきますよう併せてお願いいたします。

対象年齢 及び 自己負担金	【平成30年8月1日診療分から】 (1)0歳から4歳になる日の月末まで（1日生まれは誕生日の前月末まで） 通院：無料、入院：無料、保険調剤：無料 (2)その翌月から（4歳になる日の属する月の翌月から）中学3年生までのお子様は従前どおりの取扱いです。 通院：1回につき300円 入院：1日につき300円 保険調剤：無料 ※ただし、市町村税所得割非課税世帯は全て無料になります。
助成対象	医療保険が適用となる保険診療の一部負担金 ※総医療費の2割（小学校就学前）または3割（小学生以上）をいいます。
公費負担者 番号の変更	【平成30年8月1日診療分から】 (1)0歳から4歳になる日の月末まで（1日生まれは誕生日の前月末まで） ※対象となるお子様は新たに83122135の公費負担者番号も増えますので御注意ください。 (2)その翌月から（4歳になる日の属する月の翌月から）中学3年生までのお子様は従前どおりの取扱いです。 ※今回制度拡充の対象となるお子様は自己負担金300円の4歳用の新しい受給券となります。4歳用の受給券は公費負担者番号が変更となる場合もありますので、有効期限、公費負担者番号、自己負担金に特に御注意ください。

【問合せ】 野田市児童家庭部児童家庭課児童給付係 電話 04-7125-1111（内線2135 2136）